

## 但馬海岸地域広域景観形成基準（旧風景形成基準）

### 1 風景の特性

但馬地域は、地域の約7割を占める山々、円山川のゆったりとした流れ、数多い溪谷や滝、そして日本海の荒波など、山と水に代表される豊かな自然が四季折々の姿を見せ、変化に富んだ美しい風景を有するところである。また、古代遺跡、旧城下町あるいは式内社など地域独自の伝統文化や、温泉やスキー場などの観光資源にも恵まれ、近畿圏のリゾート地域として多くの人々が訪れているところである。

その但馬の中であって、但馬海岸地域は、人を引き付けて止まない魅力あるところである。但馬海岸地域は、日本海に面し、岬や鼻の突出部と湾入り部が小刻みかつ急激に出入りする東西約65キロメートルの長さを有するリアス式海岸であり、山が海に迫り、激しい波や風による浸食を受けてできた海食崖（がい）、洞門、岩礁などの奇岩絶壁の連なる岩石海岸と、主要河川の流下する沖積平野とで構成されている。沖積平野は、約1万年前はほとんど海や入り江であったところで、河川の沖積作用等によって、砂州やトンボ口を形成しており、これらと岩石海岸の奇岩及び岩礁とその前に浮かぶ大小無数の島々とがあいまって、変化に富んだ雄大な全国有数の美しい海岸を形成している。

「弁当忘れても傘忘れるな」と言われる但馬海岸地域の気候は、典型的な日本海型気候で、夏季は高温多湿で、冬季に積雪を伴う降水量が多い北西季節風型である。深くたれ込める鉛色の鈍い雲、風走範囲が広く継続時間の長い強烈な底冷えのする北西の季節風（ウラニシ）が吹く地域である。

また、植生は、対馬海流の影響を大きく受け、常緑広葉樹からなる暖温帯林を主体に構成している。しかし、冬季はウラニシをまともに受け、冷たく厳しい気象条件であるため、海岸から数キロメートルの内陸部では、標高数百メートルでブナやミズナラ等の冷温帯林が現れるなど、地形の変化とあいまって非常に狭い範囲に多様な植生が分布している。中でも、松は、但馬海岸地域の風景を代表する樹種であり、浜坂や竹野などの海岸の黒松林は、砂防林・防風林として重要な機能を果たすと共に、見事な海岸の風景を造り出している。一方、海岸の尾根や岩の上に自生する松は、風により樹形が変形し、風衝（しょう）木として美しく、条件の厳しい場所ほど枝を横に張り出し、厳しい環境に耐えている感があり、但馬海岸のダイナミックな風景に調和している。また、海岸にはハマニンニクやハマニガナ、ハマダイコンなどの貴重な植物が見られ、ダイナミックな海岸景観とは違った表情を見せている。

主要河川の河口では、沖積平野の形成とともに集落化が進み浜坂や香住などの規模の大きな集落市街地が形成されていき、近世中期から明治にかけて北前船の往来により、柴山港、津居山港などは風待港としてにぎわい、浜坂、香住、竹野、津居山などは回そう業で栄え、大きな財を蓄えた人々の隆盛の跡を今も集落内に見ることができる。

一方、但馬海岸には、50戸に満たぬ小三尾（こみお）のような海村が多く、隣村に行くにも急峻（しゅん）な峠で遮られ、最近まで交通手段を海上交通に頼っていた状況もあった。それぞれの海村は谷のひだ等の断崖（がい）ともいえるような土地にへばりつくように立地し、地場産の石を使って谷筋や谷沿いの山腹に棚田等のわずかな農地を作り生活を営んできた。厳しい自然環境が粘り強い但馬人氣質を生んだということが、現在の海岸の土地利用や景観からも強くしのばれる。

但馬海岸地域の集落は、初夏の新緑や冬季の白雪など四季に応じて変化する山々を背景にして、木造2階建てで黒色や赤褐色の石州がわらの切妻屋根が連たんする水平線と海の水平線とが調和した美しい風景を形成しているところである。

但馬海岸地域に点在する漁村は、切妻屋根の小規模な住宅が密集した統一感のある家並み景観の塊（かい）村集落を形成し、海辺には、独立あるいは住宅と一体的に造られた舟小屋や漁具納屋が見られ、特徴的な景観を形成している。また、民家の屋根は、冬季季節風の吹き上げによる被害を防ぐため内陸部より軒の出が浅いのが特徴的であり、壁は、総板張りの「ヨロイガキ」で造られ、窓は障子戸等に板囲いを設け二重戸とするなど、吹雪などの厳しい気候に耐える工夫が見られる。

このように、この但馬海岸地域は、主要河川が流下する沖積地の集落市街地と岩石海岸の谷ひだごとに形成された半農半漁の但馬漁村とが、厳しい自然環境と共生しながら、それぞれ自然的・社会的・文化的に特徴ある美しい風景を形成している。

このような但馬海岸地域のかけがえのない風景を県民の共感の下に保全、継承し、さらに向上、発展させていく必要がある。

そこで、美しい風景づくりを推進していくために、次のとおり但馬海岸を「集落景観領域」と「自然景観領域」との2つのゾーンに区分し、風景の形成を図っていくこととする。

#### ア 集落景観領域

自然との調和に加え、市街地のように集積立地する建築物相互間の調和にも配慮することにより、景観的な質の維持、向上が図られると考えられる区域。若しくは、将来そのような可能性が高い区域。

なお、「集落景観領域」は、地域の中で自然や歴史文化を生かしながら、新しい都市的整備と伝統的な家並み景観との調和した市街地を目指す「集落市街地区域」と、自然環境と調和し継承されてきたまちなみ景観を生かし、できる限りそれらを保全、継承する修景整備を目指す「但馬海村区域」に区分することとする。

#### イ 自然景観領域

重要な自然景観又は集落景観の背景としての岬や丘陵あるいは緑豊かな山並み等で、丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。

このような領域にふさわしい風景形成を図っていくことが望まれる。そのため、特に、風景に大きく影響を与える要素である大規模建築物等について風景形成基準を定め、風景の形成を図っていくこととする。

具体的な風景形成基準は次のとおりである。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上、この地域の優れた風景の形成を図る上でこの基準を適用することが適当でないと認める大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができることとする。

## 2 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩等

対象種別 領域等	建築物			工作物
	集落景観領域		自然景観領域	
	集落市街地区域	但馬海村区域		
基本目標	日本海交流文化の継承 自然との共生 生活文化の継承 地域の人々が誇れる環境づくり			・左記に同じ
基本方針	トンボ口等の 浜の保全と緑 化の促進 路地構成の継 承 家並み景観の 保全	岬、崎及び鼻 の保全と活用 家並み景観の 保全 舟小屋の保全 と浜の再生	自然環境の保 全 海岸線の継承 眺望視線の確 保と配慮	・左記に同じ (領域別)
位置 ・ 規模	〔位置(眺望視線 の保全)〕 ・主要な視点場か ら見て、海又は 海岸線への眺 望を遮らない よう努める。 ・主要な視点場か ら見て、城山や 社寺等、歴史的 ランドマーク を遮らないよ う努める。	〔位置(眺望視線 の保全)〕 ・左記に同じ  ・左記に同じ	〔位置(眺望視線 の保全)〕 ・左記に同じ  ・左記に同じ	〔位置(眺望視線 の保全)〕 ・左記に同じ  ・左記に同じ

対象種別 領域等	建築物			工作物
	集落景観領域		自然景観領域	
	集落市街地区域	但馬海村区域		
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分散したり、分棟したりするなど周辺景観に突出しない位置・規模とするよう努める。</li> <li>・主要な視点場から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを分断又は遮へいしないよう努める。</li> <li>・海水面と集落の家並みや棚田が水平方向の面的広がり感をつくりだしているところでは、それを損なわないデザインとなるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・敷地が山裾の場合、谷のひだに配置するなど景観上突出しないよう努める。</li> <li>・山並みの稜線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。</li> <li>・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ（領域別）</li> <li>・左記に同じ（領域別）</li> <li>・左記に同じ（領域別）</li> </ul>

対象種別 領域等	建築物			工作物
	集落景観領域		自然景観領域	
	集落市街地区域	但馬海村区域		
位置 ・ 規模	〔高さ〕 ・主要な視点場から見て、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しない高さとするよう努める。	〔高さ〕 ・主要な視点場から見て、岬や鼻の丘陵地のスカイラインを切らない高さとし、周囲の緑地環境に溶け込むよう努める。	〔高さ〕 ・左記に同じ	〔高さ〕 ・左記に同じ (領域別)
	〔周辺建築物との関係〕 ・周辺に建築物がある場合は以下の点に配慮する。 (1) 接道部の軒高の連続性に配慮する。 (2) 雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の間口幅との調和に配慮する。	〔周辺建築物との関係〕 ・左記に同じ	〔周辺建築物との関係〕 ・左記に同じ	〔周辺建築物との関係〕 ・左記に同じ
	〔敷地〕 ・自然地形を尊重し、造成は必要最小限とし、周辺地形になじむよう努める。	〔敷地〕 ・左記に同じ	〔敷地〕 ・左記に同じ	〔敷地〕 ・左記に同じ

対象種別 領域等	建築物			工作物
	集落景観領域		自然景観領域	
	集落市街地区域	但馬海村区域		
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成により法面や擁壁が生じる場合は、石積み等の自然材料の利用に努める。</li> <li>・裸地の法面やコンクリート等の自然材料以外で擁壁を設置した場合は、遮へい緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率・容積率にゆとりを持たせるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ（領域別）</li> </ul>
意匠	壁面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨロイガキの意匠を取り入れたデザインに努める。</li> <li>・海岸線沿いに位置する場合や主要な視点場から見て、海と一体の景観を形成する場合は、海水面と調和しやすい水平美を基調とした意匠になるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。</li> <li>・分節したり、雁行型とするなど、周辺と調和した意匠に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・伝統的な材料や工法を活用した意匠とする。</li> </ul>

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
意匠	壁面	・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型とするなど、巨大な壁面が目立たないように努める。	・左記に同じ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・伝統的な材料や工法を活用した意匠とする。 [再掲]</li> </ul>
	壁面設備	・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないように設置する。	・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。	・左記に同じ	
	屋根・屋上	・屋根は勾配屋根としたり、屋上や塔屋等は、疑似屋根的な処理により単調なスカイラインにならないよう配慮する。	・勾配屋根にするなど、周囲に溶け込むよう配慮する。	・左記に同じ	

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
意匠	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講ずるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面を立ち上げたり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講ずるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・伝統的な材料や工法を活用した意匠とする。</li> <li>[再掲]</li> </ul>
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨロイガキの意匠を取り入れたデザインに努める。</li> <li>・出入口部は緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・長大な無窓壁など、単調な壁面としないよう努める。</li> <li>・海岸線沿いに位置する場合、海側の壁面は舟小屋とも調和しやすいデザインとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	
	基礎部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎部の意匠は周囲の自然景観と調和するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	



対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
意匠	自動車庫部	・周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい意匠となるよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
	屋外階段	・建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとなるよう配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	ベランダ等	・建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えにくい構造・意匠となるよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	
	日除け	・必要最小限のものとし、建築物との調和を図る。	・左記に同じ	・左記に同じ	
	その他	・伝統的なまち並み領域の隣接地では、周辺との連続性、屋根の棟方向、壁面位置、意匠、素材等に配慮する。	・左記に同じ	・多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。	・左記に同じ（領域別）

対象種別 領域等	建築物		自然景観領域	工作物
	集落景観領域			
	集落市街地区域	但馬海村区域		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> <li>・下見板、基礎や擁壁には、伝統的材料やそれに類した材料を活用するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に努める。</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ（領域別）</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</li> <li>(1) R(赤)系又はY R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的なまち並み領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線や緑と調和した落ち着いた色調に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ(領域別)</li> </ul>

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調・色相の異なるアクセントカラーの使用についても、低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ（領域別）</li> <li>・上記にかかわらず、航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊技施設については適用しない。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和瓦の家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ（領域別）</li> </ul>

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
色彩	屋根	<p>・基調となる色彩は、けばけばしくならないように努める。その範囲は、マンセル色票系においてはおおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 10R（赤）から5Y（黄）までの色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(3) 明度は全色相6以下</p>	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
色彩	屋根				・上記にかかわらず、航空法その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊技施設については適用しない。
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
そ の 他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四周からの眺めに配慮し、敷地内に低・中・高木を適切に配置し、まとまりのある緑の創出に努める。</li> <li>・ 植栽に当たっては、在来種を選定するなど、特に海岸線沿いの敷地では周辺の既存樹種と調和するよう努める。</li> <li>・ 主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める。</li> <li>・ 現在ある樹木はできる限り伐採せず、保全するように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記に同じ</li> <li>・ 左記に同じ</li> <li>・ 左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に低・中・高木を適切に配置し周辺の緑地環境と調和するよう努める。</li> <li>・ 左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の植栽に努める。ただし、工場立地法（昭和34年法律第24号）、その他の法令により緑化基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>

対象種別 領域等		建築物			工作物
		集落景観領域		自然景観領域	
		集落市街地区域	但馬海村区域		
その他	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、植栽、塀・門の意匠等に配慮する。</li> <li>・新しい埋立地では、周辺の既存樹林と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。</li> <li>・主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくいように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀、擁壁を避けるなど、周辺のまち並みや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板、広告物等の掲出物は周囲のまち並みや環境と調和した意匠、形状及び材料とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

注) 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画が定められた区域にあっては、この基準は適用しない。